

## 阪神地区協議会加盟館の間における相互利用の運用に関する確認事項

阪神地区協議会加盟館の間において、相互利用の運用上で慣例として行われてきた事項について、下記のとおり確認する。

- (1) 複写料金（モノクロ・A3以下）は、協定額の上限を35円とする。
- (2) 他大学の紀要の複写依頼を可能とする。

以 上

(2012年度第2回定期総会確認)